# 退職給付会計において適用される割引率

髙　井　　駿

【キーワード】　退職給付会計、現在価値測定、資産の収益率、負債の利子率、リスクフリーレート

## 1　はじめに

本稿の目的は、退職給付会計において適用される割引率について、基準設定ならびに先行研究にみられる議論を整理することにより、検討すべき論点を指摘することにある。

現行の退職給付の会計基準においては、現在価値による退職給付債務および勤務費用の測定と、それに伴う利息費用の認識が要求されている[1)]。現在価値測定に際しては割引率を決定することが必要とされるが、現行基準においては安全性の高い債券の利回りが、米国財務会計基準審議会（FASB）が公表している会計基準編纂集（ASC）715「報酬－退職給付」、国際会計基準審議会（IASB）が公表している国際会計基準（IAS）第19号「従業員給付」、および日本の企業会計基準委員会（ASBJ）が公表している企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」の各基準に共通して採用されている。

このような割引率の適用については、退職給付の支出までに相当の期間があり、また、貨幣の時間的価値のみを反映させるために必要であると説明されている[2)]。しかし、退職給付の会計基準においては、現在価値測定が導入された当初からこのような割引率が適用されていたわけではない。貨幣の時間価値を反映するという説明のみでは割引率は一義的には決まらないとされており（大日方2000、73頁）、退職給付会計にかんする先行研究においても、適用すべき割引率についての議論がみられる。また、現行の他の会計基準においては、貨幣の時間的価値のみではなく、リスクの要素を反映した割引率の適用を規定しているものもある[3)]。

そこで本稿では、退職給付会計において適用される割引率について、基準における規定の変遷、および、先行研究における議論を整理する。そのうえで、現行基準において採用されている安全性の高い債券の利回りを割引率として適用した現在価値測定について、検討すべき論点を指摘する。

## 2　会計基準における割引率

本節では、基準において適用されてきた割引率の変遷を概観したうえで、現行基準において共通して採用されている安全性の高い債券の利回りが導入された経緯を確認する。

米国の退職給付会計基準において、現在価値による測定を初めて要求したのは会計研究公報（ARB）第47号「年金費用の会計」[4]である。そこでは、従業員の勤務期間にわたって費用を配分するためには不確実な将来の給付をその支出の確定以前に総額を見積る必要があるとして、その見積りに保険統計の手法を適用することを要求し、財務諸表には従業員に対する年金支払義務の保険統計的に算定された現在価値に相当する発生額を反映しなければならないとされていた（AIA 1956；高井 2021、61頁）[5]。会計原則審議会（APB）意見書第8号「年金制度の原価の会計処理」は、認められた保険数理による原価計算法を用いた会計方法に基づいた年金原価の計上を要求するだけでなく、年金原価と積立額の差額がある場合にその未積立あるいは積立超過に対する利子を年金原価に加減することを要求していた（AICPA 1966、paras.17, 42–43；高井 2021、61頁）。

1983年版のIAS19も同様に、退職給付コストを従業員からサービスが提供された期間の費用として計上するために保険数理による評価方法を用いるとし、基金資産を評価する基礎と保険数理による債務を決定するために使用する利率の仮定は矛盾してはならないとしていた（IASC 1983、paras.12, 23, 25）[6]。また、日本の1968年の企業会計上の個別問題に関する意見第二「退職給与引当金の設定について」は、従業員の提供した労働に対応する退職金をその支出の原因または効果の期間帰属に基づいて費用および負債として認識しなければならないとし、退職給与引当金設定の方法としては、将来支給額予測方式および期末要支給額計上方式とともに、現価方法が示された（企業会計審議会 1968、二2、四）[7]。現価方法の割引率にかんしては、税法基準に従い社会的平均的な利子率を適用していたとされる（増田 1992、152頁；高井 2021、62頁）。

このように、現在価値による測定が導入された当初の退職給付の会計基準においては、各期間の勤務費用の計上額を決定するために保険数理の方法を用いることを求めていたのであり、そこで適用される割引率は資産の収益率である。そこでは、計上すべき勤務費用の観点から割引率が規定されているようにみえるものの、財政方式において設定されている利率を会計上の割引率として適用することにより、基金への拠出と本質的に異ならない費用に達することが暗黙的に要求されているといえよう（Napier 2009、p.234；高井 2021、62頁）。

IASCの公開草案47号「退職給付コスト」は、企業の退職給付コストの決定にあたり、提供されたサービスの保険数理上の現在価値の決定のために適用される割引率は、債務の決済にあたって用いられる長期利子率または類似の利子率を反映している場合に適切であるとし

（IASC 1992、para.43（a））、1993 年改訂版の IAS19 は同様の規定となっている（IASC 1993、para.48（a））。

すでに述べたように、現行の退職給付の会計基準においては、安全性の高い債券の利回りが共通して採用されている。このような割引率は、米国の財務会計基準書（SFAS）第 87 号において導入された。そこでは、純期間年金費用の勤務費用要素、予測給付債務および累積給付債務を数理上の仮定の使用に基づいて測定し、割引率は年金給付が実際に清算されうる利率を反映するものとして、年金契約の現在価格を決定している利率に関する利用可能な情報、および、優良確定収益投資の収益率を参照することができるとされた（FASB 1985、paras.39, 44；高井 2021、62-63 頁）。

しかし、SFAS87 設定までの議論において、当初から安全性の高い債券の利回りを適用することが想定されていたわけではない。1981 年の討議資料は、年金債務の割り引きは不可避ではなく適切ではないとする者もいるとしながらも、将来の受取額および支払額を割り引くことは今日の会計慣行では一般的となってきたとし、年金は退職後に支払われるまで繰り延べられた賃金であるから従業員から企業に対する貸付の性格をもつのであり、そこでは利子が発生するとして利息費用を年金費用の構成要素としている（FASB 1981、paras.169b, 263）。割引率については、貨幣の時間的価値を反映するものと説明されているのみであるが、利息費用と基金の稼得収益の関係について記述している部分では、基金の期待収益率を債務の割引率として適用することが仮定されており、また、利子についても、年金給付支払いのために基金が稼得する収益と結び付けて説明されている（FASB 1981、paras.171-173, Appendix A）。1982 年の予備的見解は、基金が稼得する収益によって拠出額が減少するために割引率は資産の期待収益率を選択するとし、利息については 1981 年の討議資料と同様に、基金の稼得収益と結びつけて説明されている（FASB 1982、para.49, Appendix A）。1983 年の討議資料は、1982 年の予備的見解と同様に、拠出額の観点から割引率の選択と利息について説明している（FASB 1983、paras.45-46）。

このように、基準設定段階の議論においては拠出額の観点から割引率について説明されていたのであるが、SFAS87 は勤務費用および利息費用の測定はいずれも負債側に関連しており制度資産とは無関係であるとして基金の収益率を棄却し、債務の清算に要する現在の価格に基づいて選択されるべきであるとして、優良確定収益投資の収益率を参照することができるとされたのである（FASB 1985、paras.44, 97, 198）[8)]。このような割引率は、IAS19 および日本基準においても採用されることとなった。IASC の公開草案 54 号「従業員給付」は、決済を計画していない企業にとっては関連がなくその市場は人工的な構成物でありうるとして、1993 年版の IAS19 で採用されていた債務が決済されると予想される利率を棄却し、また、特定の資産への投資が債務の性格に影響を与えるものではないとして資産の収益率も棄却している（IASC 1996、Appendix3, paras.27, 28）。そこでは、割引率には数理上あるいは

運用上のリスク、および企業特有の信用リスクを反映せず貨幣の時間的価値のみを反映するとして、優良な確定利付社債の市場利回りを参照して決定することとされ（IASC 1996、paras.75, 76, Appendix3-27）、1998年改訂版のIAS19は同様の規定となっている（IASC 1998、paras.78, 79）[9]。日本の1998年の「退職給付に係る会計基準」は、割引率を安全性の高い債券の利回りを基礎として決定するとしている[10]。

このように、SFAS87、1998年版のIAS19、および「退職給付に係る会計基準」において、安全性の高い債券の利回りが割引率として適用されるようになったのである。しかし、その論拠は必ずしも明らかではなく、また、基準間において異なる。SFAS87は債務の清算に要する現在の価格に基づいて選択するとし、安全性の高い債券の利回りは参照可能なものとして示されているのに対して、IAS19および日本基準は貨幣の時間的価値のみを反映させるために安全性の高い債券の利回りを適用することとしているのである[11]。

ここまで確認してきたように、現在価値による測定が求められるようになった初期の会計基準においては、保険数理の方法により計算される拠出額と一致するような費用を計上するために、資産の収益率が割引率として適用されていた。その後、資産の収益率は負債の測定とは無関係であるとして棄却され、安全性の高い債券の利回りが共通して採用されるようになった。しかし、その論拠は必ずしも明らかではなく、また基準間において相違があるとみられるのである。

## 3　割引率にかんする議論

本節では、退職給付会計にかんする先行研究において、適用される割引率[12]についてどのような議論がみられるのかを確認する。

退職給付会計にかんする先行研究において、適用される割引率について論じているものは多くない[13]。それは、財政方式と退職給付費用の計算を切断しながらも保険数理上の評価方式を採用したことで、割引計算がその当否を問われないまま与件とされたため（大日方2000、73頁）であろう。FASBの1981年討議資料においても指摘されていたように、退職給付会計において現在価値測定は必然とはいえないにもかかわらず、財政方式において使用されている資産の収益率を適用した現在価値による測定が、いわば当然のものとされていたのである[14]。しかし、割引率の適用は現在価値による測定を提案する際に最も議論のある論点とされ（FASB 1990、para.233）、退職給付会計についても、資産の収益率とは異なる利子率が適用されたSFAS87以降は特に大きな論争の的となってきたと指摘される（Napier 2009、p.242）。

Drebin（1963）は、保険契約や積立による場合に運用益を考慮した拠出額が勤務費用となるのに対して、未積立の場合に真の勤務費用が存在せず暗黙のうちに利息要素を認識してし

まうことを問題とし、利息要素の認識の必要性を主張している（p.579）。そこでは、基金に拠出する場合には基金の運用による収益率を、未積立の場合には事業による収益率を割引率として適用することが想定されている（p.580）。Hicks（1965）は、理論上の積立額と拠出額に差があればその利子の分だけ将来の拠出額が増減するため利子を年金原価として認識すべきとしており、そこでは基金の収益率を割引率として適用することが想定されていると考えられる（p.68）。

Dewhirst（1971）は、従業員の勤務の提供から対価の支払いまでに暗黙の利息の発生を認識するために割引の手続きが必要とされるとして、適切な利子率は年金資産の平均期待収益率、企業の社債の利子率、および、資本コストの中から選択することができるとしている（pp.367-368）。APB 意見書第 8 号は、年金原価と基金への拠出額に差額がある場合にはその差額が稼得すると期待される利子を加減することを要求していたのであるが、基金の収益率は負債に内在する利率ではなく適切ではないとして批判し、また、一見すると年金負債に内在する利率の適切な代理のようである社債の利子率でもなく、資本コストが適切な割引率であるとしている。その理由は、企業は従業員への支払いまでに資本コストを上回る案件に資金を再投資することが可能なためであり、制度資産への積立が選択あるいは強制される場合には、その支出が固定されたことによる機会費用として表現される（p.368）。

Archibald（1980）は、従業員をすでに提供した労働サービスの対価を受け取る権利を持つ債権者と考えれば利息の発生を認識することは当然に必要となるとしたうえで、資産の収益率を割引率として適用し稼得収益と利息費用を相殺する方法には意味がなく、従業員の暗黙の利子率を割引率として用いる必要があるとしている（pp.87-88, 216-217）。Napier（1983）は、年金費用の要素には繰り延べられた報酬だけでなく、従業員から資金を借り入れることにより収益を獲得できるために発生する割引きされた負債に対する「概念上の利息」が含まれるとしている（p.45）。Bader（2003）は、退職給付債務は他の企業本体の負債と同じ性格をもつために、資産の期待収益率とは無関係にその企業が発行する社債等の利子率が用いられるべきであるとしている（p.20）。

SFAS87 において、安全性の高い債券の利回りが割引率として適用されて以降は、割引率に反映すべきリスクの要素について議論されている。EFRAG（2008）は、信用リスクを反映して企業の退職給付債務を減額することは不適切であるとしている（EFRAG 2008、para.7.11；Napier 2009、p.243）。渡辺（2014）は、市場参加者が引き受ける価額には信用リスクは反映されないとしている（224 頁）。髙橋（2021）は、退職給付債務は市場の変動とは無関係なフローでありリスクを考慮する必要がないとしている（65 頁）。これに対して、IASB（2008）は、退職給付債務の測定には信用リスクを反映すべきであるとしている（IASB 2008、para.7. 26-29；Napier 2009、p.243）。Beechy（2008）は、退職給付の会計基準は退職給付債務をリスクの低い負債であるということを暗黙の前提としているが、退職給付債務の測定には

多くの見積りが含まれており大きなリスクがないとはいえないとしている（p.103）[15]。

このように、退職給付会計において適用される割引率については、基金の収益率、資本コスト[16]、負債の利子率、およびリスクフリーレートが適用可能なものとして議論されている。これらの割引率については、資金運用による利益として把握する考え方と資金調達コストとして把握する考え方とに大別することができる（齋藤 1999、120–121 頁）[17]。基金の収益率の適用を主張する論拠は、資金を拠出する場合としない場合とで基金が稼得する収益の金額分だけ企業の支出が増減することから、その影響を利息費用として明示的に認識することに求められている。資本コストの適用を主張する論拠は、従業員の勤務の提供から支払いまでの期間に資金を利用することにより企業が利益を稼得できることに求められている。このように、基金の収益率および資本コストについては、その支払いまでに基金または企業が稼得する利益を反映させようというものであり、資金運用による利益を把握する考え方ということができる。

これに対して、負債の利子率の適用を主張する論拠は、退職給付は賃金の後払いであり従業員からの借入れとしての性格をもつことから、その借入のコストとして利息費用を明示的に認識することに求められる。そこでは、本来は従業員が要求する利子率を適用すべきであるがその利子率は不明であるために、類似する性格をもつ社債の利子率等を適用することが想定されている。このように、負債の利子率については、退職給付を従業員からの借入れとみたうえで要求される利息の支払額を反映させようというものであり、資金調達コストとして把握する考え方ということができる。リスクフリーレートについても、退職給付債務を市場が評価する際に信用リスクは反映されないのであれば、同様に資金調達のコストを把握する考え方をあらわしているともいいうる。

ここまで確認してきたように、退職給付会計における割引率については、基金の収益率、資本コスト、負債の利子率、およびリスクフリーレートが適用可能なものとして議論されている。基金の収益率および資本コストは、従業員の勤務の提供からその支払いまでの期間に基金または企業が利益を稼得することがその適用の論拠とされており、資金運用による利益を把握しようとする考え方があらわれているといえる。一方で、負債の利子率およびリスクフリーレートは、退職給付を従業員からの借入れとみてそこで要求されるリスクを反映することがその論拠とされており、資金調達コストとして把握する考え方があらわれているといえる。

## 4　安全性の高い債券の利回りを適用した現在価値測定

本節では、現行の退職給付の会計基準において要求されている安全性の高い債券の利回りを用いた現在価値測定について、検討すべき論点の整理を行う。

安全性の高い債券の利回りは、SFAS87 以降の基準において採用されているのであった。そこではまず、従来の基準において適用されてきた基金の収益率について、負債である退職給付債務の増加に基づいて認識される勤務費用および利息費用の測定には無関係であるとして棄却しているのであった。すなわち、資金運用による利益を把握する考え方は適さないということである。しかし、先行研究において議論されていたように、退職給付を従業員に対する借入れとみて、資金調達コストをあらわすために社債等の利子率を割引率として適用することも考えられる。市場で判断されるはずである企業の信用力の情報を企業会計に取り入れることには問題があるとの指摘もあるが（大日方 2002、232 頁）、リース会計において適用されている割引率には借手の信用リスクが反映されている（桜井 2014、21 頁；髙井 2023、48 頁）。

また、安全性の高い債券の利回りは、リスクフリーレートそのものではないがかなり近いものであるとされる（FASB 1990、para.235）。従来の現在価値測定にかんする議論において、割引率としてリスクフリーレートを適用することは、企業の資産または負債はリスクフリーではないために、企業の将来キャッシュ・フローの予測に資する情報を提供するという会計の目的にとって目的適合的ではないとして批判されてきた（FASB 1976、para.524；FASB 1990、para.237；髙井 2023、46 頁）。FASB（1990）は、SFAS87 がかなり近いものである安全性の高い債券の利回りを参照可能としているが、リスクフリーレートそのものの適用を要求している会計基準等はみられないと指摘している（para.235）。

ところが、その後の議論において、割引率としてリスクフリーレートを適用する期待キャッシュ・フロー・アプローチの方法が確立したといわれる（角ヶ谷 2009、257 頁）。すなわち、FASB の概念書第 7 号は現在価値測定の目的は公正価値を見積ることにあるとしたうえで、公正価値を忠実に表現する測定値を算出するためにはリスク調整を含む必要があり、市場リスク・プレミアムの信頼できる見積りを入手できない多くの場合には、期待キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いた現在価値が公正価値の最善の見積りとなり、この方法を用いることでこれまで現在価値の適用が適さないと考えられた測定にも拡張できるとしている（FASB 2000、paras.42–54, 62, 73）。このように、期待キャッシュ・フロー・アプローチは、測定値にはリスクを反映すべきとしたうえで、キャッシュ・フローと割引率のいずれにリスクの要素を反映した場合でも同一の測定額が得られることから（FASB 1990、para.207；桜井 2014、19 頁）、割引率にリスクを反映させる伝統的なアプローチが採用できない場合に、期待キャッシュ・フローにリスクを反映させる方法が示されているのである[18)]。

しかし、このような文脈で退職給付会計における割引率にかんする議論を理解できるとはいえない。2 節において確認したように、退職給付の会計基準における割引率の規定は、歴史的に変化がみられる。すなわち、現在価値測定が導入された当初の基準においては基金の収益率が適用されていたのであり、その後の基準においては基金における投資の選択と債務

の測定とは無関係であるとして、債務を清算可能な利子率あるいは安全性の高い債券の利回りが適用されるようになったのである。このように、適用される割引率には変化がみられるものの、将来キャッシュ・フローの見積りに用いられる保険数理上の仮定には変化がないといえる[19)]。したがって、退職給付会計における現在価値測定については、割引率と将来キャッシュ・フローのいずれにリスクを反映すべきかという点ではなく、反映すべきリスクとはなにかという点を明らかにする必要がある。現行基準においては、企業固有の信用リスクおよびキャッシュ・フローのリスクを反映すべきでないとして安全性の高い債券の利回りが採用されているが、3節において確認をしたようにこの点については議論がありうる。

さらに、退職給付の会計基準は、資産除去債務の会計基準に影響を与えたことが指摘されている（米山2005、145頁）。企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」は、資産除去債務は将来キャッシュ・フローの割引価値で算定するとし、割引率は貨幣の時間的価値を反映した無リスクの税引前の利率とするとしている（ASBJ 2008、6項）[20)]。その論拠は、明示的な金利キャッシュ・フローを含まない債務である資産除去債務は退職給付債務と同様の性格をもち、割引率としてリスクフリーレートを用いることが現在の会計基準全体の体系と整合的であると考えられることに求められている（ASBJ 2008、40項）[21)]。

しかし、退職給付の会計基準において採用されているのは安全性の高い債券の利回りであって、リスクフリーレートそのものではない。退職給付の会計基準と資産除去債務の会計基準は、いずれの基準も貨幣の時間的価値のみを割引率に反映するとしながらも、厳密には異なる利子率が適用されているのである。退職給付の会計基準においてリスクフリーレートそのものではなく安全性の高い債券の利回りを適用する論拠について、今福（2000a）は、安全性の高い債券で積み立てた場合にその利回りに見合うリターンを獲得する可能性は相対的に高いために、リスクフリーレートに準ずるとみなされていると指摘している（78頁）。米国基準においても、安全性の高い債券の利回りを割引率として選択することの目的は、測定日に信頼性の高い負債証券のポートフォリオに投資した場合に、年金給付の支払日に支払いに必要とされる将来キャッシュ・フローを提供するような単一の金額を測定することとされている（FASB 2006、Appendix C2（n））。

このような記述からは、実際の投資方針は無関係であるとしても、本来は年金基金を安全性の高い債券で運用することが望ましい（Bader 2004、pp.15-16；福井2015、93-96頁）ことから、その利回りが退職給付債務の割引率として適用されているようにもみえる。すなわち、退職給付の会計基準において適用される割引率については、資産の収益率は債務の評価とは無関係であることから安全性の高い債券の利回りへと変化したといわれるものの、その割引率にはあるべき資産の収益率が反映されており[22)]、このことが、同じく貨幣の時間的価値のみを反映することを目的として純然たるリスクフリーレートを割引率として適用している資産除去債務の会計基準との相違を生じさせている要因である可能性がある。

ここまで論じてきたように、退職給付の会計基準において採用されている安全性の高い債券の利回りを割引率として適用した現在価値測定については、検討すべき論点が残されている。資産の収益率を負債の測定とは無関係であるとして棄却しても、負債の利子率としては信用リスクを反映した社債の利子率等を適用可能な割引率として考えることができる。また、現在価値測定にかんする議論においては、キャッシュ・フローと割引率のいずれかにリスクを反映する必要があるとされており、割引率にリスクフリーレートを適用する場合にはキャッシュ・フローにリスクを反映する必要があると考えられている。しかし、退職給付の会計基準においては、保険数理の仮定を用いたキャッシュ・フローの見積りには変化がみられず、そこでは退職給付債務の測定においてリスクを反映する必要があるかどうかが問題とされているのである。さらに、退職給付の会計基準が適用している安全性の高い債券の利回りはリスクフリーレートそのものではなく、その背景にはあるべき資産の運用方針が影響を与えている可能性がある。このように、退職給付の会計基準における安全性の高い債券の利回りを割引率として適用した現在価値測定については、その論拠が必ずしも明らかにされているとはいえず、さらなる検討が必要であると考えられる。

## 5　おわりに

現行の退職給付の会計基準においては、安全性の高い債券の利回りを割引率として適用した現在価値測定が共通して採用されている。そこでは、支出までに相当の期間があるために現在価値による測定が必要であり、割引率には貨幣の時間的価値のみを反映しなければならないとされている。しかし、貨幣の時間的価値という説明のみでは割引率は一義的には決まらないとされており、退職給付の会計基準において現在価値測定が導入された当初からこのような割引率が適用されていたわけではない。また、他の会計基準においては、リスクを反映した割引率の適用を要求しているものもみられる。

そこで本稿では、退職給付の会計基準において適用される割引率の変遷、および、先行研究における割引率にかんする議論について整理を行った。現在価値測定を導入した当初の基準においては、基金の収益率が割引率として適用されており、その後、負債の測定の際に資産の収益率は無関係であるとして、債務を清算可能な利子率あるいは安全性の高い債券の利回りが適用されるようになったのである。先行研究においては、退職給付会計において適用可能な割引率として、資金運用の利益を把握するものとして基金の収益率および資本コストが、資金調達のコストを把握するものとして負債の利子率およびリスクフリーレートが示されている。

退職給付の会計基準においては、資産の収益率を負債の測定とは無関係であるとして棄却し、安全性の高い債券の利回りが割引率として適用されるようになった。しかし、負債の割

引率としては信用リスクを反映した利子率を想定しうる。保険数理の仮定を用いたキャッシュ・フローの見積りに変化がみられないなかでリスクを反映しない割引率を適用することになったことから、そこでは退職給付債務の測定において反映すべきリスクはなにかという点が検討されなければならない。また、退職給付の会計基準が適用している安全性の高い債券の利回りは、リスクフリーレートそのものではない。純然たるリスクフリーレートではなく安全性の高い債券の利回りが割引率として適用されている背景には、あるべき資産の運用方針が影響を与えている可能性もある。

本稿では、退職給付会計において適用される割引率について、基準の変遷と先行研究における議論を整理することにより、検討すべき論点が明らかとなった。現行基準において採用されている、安全性の高い債券の利回りを割引率として適用した現在価値測定の意義については、他の適用可能な割引率との比較を踏まえたうえで検討する必要があると考えられる。

## 注

1）なお、IAS19においては純額としての確定給付負債（資産）に割引率を乗じた利息純額が計上されるが、これは制度資産に係る利息収益、確定給付制度債務に係る利息費用、および資産上限額の影響に係る利息から構成されるとみられ（IASB 2013、paras.123, 124）、退職給付債務と制度資産に単一の割引率が適用されていると考えれば、米国および日本基準と同様に利息費用がとらえられている。

2）なお、現行基準において採用されている割引率は、かなり近いものではあるがリスクフリーレートそのものではない（FASB 1990、para.235；今福 2000a、73-79頁）。この点については、4節であらためて確認する。

3）なお、現在価値測定を要求している現行の会計基準における割引率の規定については、髙井（2023）を参照されたい。

4）ARB36およびARB43は過去勤務費用の会計処理を問題としており、現在および将来の勤労に対する費用については現金主義（cash-based）によって決定されていた（Napier 2009、p.233）。そこでは、現在価値による測定が要求されていない（髙井 2022、90頁）。

5）ARB47において、現在価値を用いた測定は各期間の退職給付費用を見積るための手段とされており、そこでは利息要素の認識は要求されていない（髙井 2022、90頁）。

6）ただし、利息要素の認識についての規定は存在していないという点において、APB意見書第8号ではなくARB47と同様の内容であるといえる（髙井 2022、94頁）。

7）なお、この個別意見書は退職一時金に対する内部積立の方法のみを対象としたものであり（上野 2008、29頁；髙井 2022、93頁）、また、現価方法においては、将来支給額予測方式または期末要支給額計上方式によって各期への費用配分額として計算された金額の現在価値額と、期首退職給与引当金の利子相当分の金額とを合計した金額が、毎期の退職金費用として計上されていた（企業会計審議会 1968、四3；髙井 2022、93頁）。

8）なお、1981年の討議資料とは異なり、貨幣の時間的価値を反映させるための割引を含まないよう

な方法を主張した回答者はいなかったとされている（FASB 1985、para.132）。

9）また、1998 年改訂版の IAS19 では、給付の清算時期が 1 期近づいたことにより生ずる給付建債務の現在価値の増分である利息費用についても認識されることとなった（IASC 1998、paras.7, 61, 82）。

10）日本基準では割り引く目的が明らかにされていない（今福 2000b、32 頁；髙井 2022、98 頁）が、企業会計基準適用指針第 25 号は、退職給付債務を求めるために用いる割引率には金銭的時間価値のみを反映させるべきであるとしている（ASBJ 2015、95 項）。

11）なお、各基準における測定の目的については、髙井（2021）を参照されたい。

12）現在価値測定における割引率の議論については、資産や負債がはじめてオンバランスされるときの取引価額の測定、すなわち、当初測定における資産や負債のストックの評価額が問題とされることが多いが、割引計算は将来の割増しによる利息計上を含意していることから（大日方 2002、230–231 頁）、割引率に直接の言及がない場合でも認識すべきとされる利息要素に着目して整理を行う。

13）退職給付会計の領域に限らず、現在価値測定にかんする先行研究において、割引率についての議論はあまり多くないと指摘されている（Eckel et al. 2003、pp.31, 40；髙井 2023、45 頁）。

14）将来の支出額を割り引かない、すなわち、ゼロの割引率を選択する方法（大日方 2013、176 頁）については、次のような見解がある。大日方（2000）は、退職給付支払総額が勤務期間中の労働サービスの消費に対応しているなら、勤務期間に余すことなく配分することを企業会計の配分ルールが要請するにすぎず、貨幣の時間価値を考慮することは企業会計で一般に機会費用を把握しないこととの矛盾が説明できないとしている（73 頁）。米山（2005）は、労働サービスの消費に応じた費用の期間配分を重視するならば，貨幣の時間価値を反映する理由を見出すのは難しいとしている（136 頁）。

15）なお、Beechy（2009）は、社債の利子率は退職給付債務とは無関係な信用リスクを反映するために適切ではないとして、割引率は資産の期待収益率と同様でなければならないとしている（p.104）。

16）なお、FASB（1976）は、負債を測定する際に加重平均資本コストを使用することは循環論的で自滅的なものであるとしており（para.525）、FASB（1990）は適用可能な割引率として加重平均資本コストを示していない（paras.224–228）。

17）ただし、齋藤（1999）は税効果会計について論じたものであり、そこでは税効果額の割引計算について検討されている。

18）すでに述べたように、現行の会計基準においては、退職給付以外にも割引率にリスクを反映しない方法を要求または選択可能としているものがある。

19）ここでの将来キャッシュ・フローの見積りとは総額としての退職給付見込額であり、期間帰属の方法について、SFAS87 以降の基準では従業員の勤務に基づいて退職給付が稼得されることを反映するために、予測給付評価方式を否定し発生給付評価方式を用いることとされている（大日方 2000、72 頁）。

20）ただし、退職給付の会計基準ではキャッシュ・フローのリスクを反映しないが、資産除去債務の会計基準ではキャッシュ・フローのリスクが反映される（ASBJ 2008、39 項）。この点については、髙橋（2021、66–69 頁）を参照されたい。

21）なお、米国の資産除去債務の会計基準である ASC410「資産除去債務及び環境債務」では、企業の信用力の影響は割引率に反映するとされている（FASB 2018、paras.20–25–4, 20–25–5, 20–30–1；髙井 2023、44 頁）。

22）現行の IAS19 における利息純額アプローチ（IASB 2013、paras.120, 123, 124, BC74–76）では、この点がより明確にされているともいいうる。

## 参考文献

American Institute of Accountants（AIA）（1948）Accounting Research Bulletins (ARB) No.36, *Pension Plans-Annuity Costs Based on Past Services*.

――（1953）Accounting Research Bulletins (ARB) No.43, *Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins*.（「会計研究公報第 43 号　会計研究公報再述・改訂版」渡辺進・上村久雄訳（1959）『アメリカ公認会計士協会　会計研究公報・会計用語公報』神戸大学経済経営研究所、1-134 頁。）

――（1956）Accounting Research Bulletins (ARB) No.47, *Accounting for Costs of Pension Plans*.（「会計研究公報第 47 号　年金費用の会計」渡辺進・上村久雄訳（1959）『アメリカ公認会計士協会　会計研究公報・会計用語公報』神戸大学経済経営研究所、146-151 頁。）

American Institute of Certified Public Accountants（AICPA）（1966）Opinions of the Accounting Principles Board (APB) No.8, *Accounting for the Cost of Pension Plans*.（「第 8 号　年金制度の原価の会計処理」日本公認会計士協会（国際委員会）訳（1978）『アメリカの会計原則－ AICPA 会計原則審議会意見書』大蔵財務協会、81-118 頁。）

Archibald, T. R.（1980）*Accounting for Pension Costs and Liabilities (A Reconciliation of Accounting and Funding Practice)*. The Canadian Institute of Chartered Accountants.

Bader, L. N.（2003）“Treatment of Pension Plans in a Corporate Valuation”, *Financial Analysts Journal*, Vol.59, No.3, pp.19-24.

――（2004）“Pension Deficits: An Unnecessary Evil”, *Financial Analysts Journal* Vol.60, No.3, pp.15-21.

Beechy, T. H.（2009）“The Many Challenges of Pension Accounting”, *Accounting Perspectives/Perspectives Comptables*, Vol.8, No.2, pp.91-111.

Dewhirst, J. F.（1971）“A Conceptual Approach to Pension Accounting”, *The Accounting Review*, Vol.46, No.2, pp.365-373.

Drebin, A. R.（1963）“Recognizing implicit interest in non-founded pension plans”, *The Accounting Review*, Vol.38, No.3, pp.579-583.

Eckel, L., S. Fortin and K. Fisher（2003）“The choice of discount rate for external reporting purposes: considerations for standard setting”, *Accounting Forum*, Vol.27, No.1, pp.28-59.

European Financial Reporting Advisory Group（EFRAG）（2008）Discussion Paper, *The Financial Reporting of Pensions*.

Financial Accounting Standards Board（FASB）（1976）Discussion Memorandum, *An analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*.（津守常弘監訳（1997）『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社。）

――（1981）Discussion Memorandum, *an analysis of issues related to Employers' Accounting for Pensions and Other Postemployment Benefits*.

――（1982）Preliminary Views of the Financial Accounting Standards Board, *on major issues related to Employers' Accounting for Pensions and Other Postemployment Benefits*.

――（1983）Discussion Memorandum, *an analysis of additional issues related to Employers' Accounting for Pensions and Other Postemployment Benefits*.

――（1985）Statement of Financial Accounting Standards（SFAS）No. 87, *Employers' Accounting for Pensions*.（三菱信託銀行 FAS 研究会訳（1997）『米国の企業年金会計基準と適用指針 : FAS87 号・88 号/87 号 Q&A』白桃書房。）

――（1990）Discussion Memorandum, *Present Value-Based Measurements in Accounting*.（企業財務制度研究

会訳（1999）『現在価値－キャッシュフローを用いた会計測定－』中央経済社。）
――（2000）Statements of Financial Accounting Concepts No.7, *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*.（平松一夫・広瀬義州訳（2002）『FASB 財務会計の諸概念（増補版）』中央経済社。）
――（2006）Statement of Financial Accounting Standards（SFAS）No.158, *Employers' Accounting for Defined Benefit Pension and Other Postretirement Plans*.（三菱 UFJ 信託銀行 FAS 研究会訳（2008）『米国の企業年金会計基準』白桃書房。）
――（2017）Accounting Standards Codification（ASC）715, *Compensation-Retirement Benefits*.
――（2018）Accounting Standards Codification（ASC）410, *Asset Retirement and Environmental Obligations*.
Hicks, E. L.（1965）Accounting Research Study（ARS）No.8, *Accounting for the Cost of Pension Plans*, American Institute of Certified Public Accountants.
International Accounting Standards Board（IASB）（2008）Discussion Paper, *Preliminary Views on Amendments to IAS19 Employee Benefits*.
――（2013）International Accounting Standard（IAS）No.19（revised 2013）, *Employee Benefits*.（企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳（2014）国際会計基準第 19 号「従業員給付」『国際財務報告基準 IFRS』中央経済社。）
International Accounting Standards Committee（IASC）（1983）International Accounting Standard（IAS）No.19, *Accounting for Retirement in the Financial Statements of Employers*.
――（1992）Exposure Draft E47, *Retirement Benefit Costs*.
――（1993）International Accounting Standard（IAS）No.19（revised 1993）, *Retirement Benefit Costs*.
――（1996）Exposure Draft E54, *Employee Benefits*.
――（1998）International Accounting Standard（IAS）No.19（revised 1998）, *Employee Benefits*.（大和総研編（1999）『IAS 退職給付会計－国際会計基準第 19 号「従業員給付」全訳と解説－』中央経済社。）
Napier, C. J.（1983）*Accounting for the Cost of Pensions*, The Institute of Chartered Accountants in England and Wales.
――（2009）"The logic of pension accounting", *Accounting and Business Research*, Vol.39, No.3, pp.231-249.
今福愛志（2000a）『年金の会計学（ライブラリ会計学最先端 7）』新世社。
――（2000b）「退職給付会計と現在価値－概念としての現在価値と方法としての現在価値」『企業会計』第 52 巻第 8 号、31-37 頁。
上野雄史（2008）『退職給付制度再編における企業行動－会計基準が与えた影響の総合的分析』中央経済社。
大日方隆（2000）「年金費用の会計的測定と年金負債（第 51 回〔証券経済学会〕春季全国大会報告）」『証券経済学会年報』第 35 号、71-74 頁。
――（2002）「キャッシュフローの配分と評価」斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社、185-248 頁。
――（2013）『アドバンスト財務会計（第 2 版）』中央経済社。
企業会計基準委員会（ASBJ）（2008）企業会計基準第 18 号「資産除去債務に関する会計基準」。
――（2015）企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」。
――（2016）企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」。
企業会計審議会（1968）企業会計上の個別問題に関する意見第二「退職給与引当金の設定について」。
――（1998）「退職給付に係る会計基準」。

齋藤真哉（1999）『税効果会計論』森山書店。
桜井久勝（2014）「現在価値測定における割引率」『税経通信』第 69 巻第 4 号、17–23 頁。
髙井駿（2021）「退職給付会計における測定の目的と適用される割引率」『国際会計研究学会年報』2020 年度第 1・2 合併号、57–68 頁。
――（2022）「退職給付会計基準における現在価値測定と利息認識」『会計プロフェッション（青山学院大学）』第 17 号、87–100 頁。
――（2023）「現在価値測定において適用される割引率」『會計』第 203 巻第 4 号、41–53 頁。
髙橋美穂子（2021）「会計における割引計算－割引率と対応する将来キャッシュ・フローの検討－」高田敏文編著『会計・監査研究の展開』同文舘出版、57–71 頁。
角ヶ谷典幸（2009）『割引現在価値会計論』森山書店。
日本公認会計士協会（1979）監査第一委員会報告第 33 号「適格退職年金制度等に移行した場合の会計処理及び注記と監査上の取扱い」。
福井義高（2015）「年金運用というギャンブル（ひょっとすると役に立つかもしれない会計のはなし 10）」『企業会計』第 67 巻第 1 号、91–96 頁。
増田宏一（1992）「退職給与引当金」斎藤静樹・奥山章雄編著（1992）『現代会計ケース・スタディー』中央経済社、148–158 頁。
米山正樹（2005）「退職給付会計と現行ルールの内的な整合性」『経済論集（学習院大学）』第 42 巻第 2 号、119–147 頁。
渡辺竜介（2014）「負債会計における公正価値測定」北村敬子編著『財務報告における公正価値測定』中央経済社、207–225 頁。

（付記）
本研究は JSPS 科研費 JP21K20128 の助成を受けたものである。

（たかい　しゅん・青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科助教）